

学校法人会計基準の一部改正の概要

- 通知 平成25年9月2日 25高私参第8号
「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」
- 実施時期 平成27年度から
- 計算書類の変更点

<従来>

<新>

資金収支計算書

資金収支計算書【軽微な変更のうえ維持】【部門別】【予算・決算対比】

科目名の修正や科目掲載順序の変更など軽微な変更のみ

活動区分資金収支計算書【新規】【法人全体】【決算額のみ】

収入・支出・(調整勘定)を「教育」「施設整備等」「その他」に分類し、それぞれの収支がわかる表を新たに作成する。

・教育活動による資金収支

「施設整備等活動」及び「その他の活動」による資金収支以外の全て

・施設整備等による資金収支

施設もしくは設備の取得または売却やその他これらに類する活動

例) 施設関係支出、設備関係支出、施設設備寄付金収入、施設設備補助金収入、施設設備売却収入、施設設備引当特定資産取崩収入など

・その他の活動による資金収支

「1. 財務活動」「2. 収益事業に係る活動」「3. 預り金の受払等の経過的な活動」「4. 過年度修正額」の4つ(限定列举)

例) 借入金等収入支出、有価証券売却収入、預り金受入収入、受取利息配当金収入、過年度修正収入、借入金等編成支出、有価証券購入支出など

消費収支計算書

→ 事業活動収支計算書【大幅な変更あり】【部門別】【予算決算対比】

従来の消費収入・消費支出を「教育活動」「教育活動外」「特別」に分類し、経常的な収支バランス(教育・教育外)と臨時的な収支バランス(特別)がわかる表とする。また、基本金組入前の収支差額(従来の帰属収支差額)を表示する。

・教育活動収支

「教育活動外収支」及び「特別収支」以外の全て

例) 学納金、手数料、経常費補助金、補助活動収入、受託事業収入、人件費、教育研究経費、管理経費(過年度修正支出除く)など

・教育活動外収支

経常的な財務活動、収益事業に係る活動

例) 受取利息・配当金、借入金等利息など

・特別収支

臨時的な事業活動収入及び事業活動支出

資産売却差額、施設設備寄付金、現物寄付(施設設備)、施設設備補助金、
例) 資産処分差額、過年度修正額、災害損失、
デリバティブ損益、退職給与引当金特別繰入額など

貸借対照表

→ 貸借対照表【若干の変更のうえ維持】

資産の部		負債の部	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		流動負債	
特定資産		<i>純資産の部</i>	
その他の固定資産		基本金	
流動資産		繰越収支差額	

- ・固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設ける。→その他の固定資産から移動
- ・「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とする。
- ・第4号基本金について、対応する資金の保有の有無について注記する。
- ・財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項の注記を追加
種類別の有価証券時価情報(明細表)、学校法人間取引